

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続の開始について

このことについて、次の通りお知らせします。

令和7年8月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 業務の概要

- (1) 業務名 岩手県住宅マスタープラン（住生活基本計画）及び岩手県公営住宅等長寿命化計画改訂支援業務
- (2) 業務内容 計画改訂支援業務
- (3) 履行期限 令和8年3月19日（木）

2 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

- ① 岩手県の令和6・7年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿の建築関係建設コンサルタント業務に登録されている者であること。
- ② 会社として過去10年間（平成27年度～令和6年度）において、次に掲げるいずれかの策定又は支援業務の実績を有すること。
 - ア 住生活基本法（平成23年法律第105号）第17条第1項に規定する都道府県計画
 - イ 住生活基本法第7条に規定する地方公共団体の施策
 - ウ 公営住宅等長寿命化計画策定指針（平成28年8月付け国土交通省住宅局住宅総合整備課）に基づく公営住宅等長寿命化計画
- ③ 次に掲げる基準を満たす者を管理技術者（業務の成果品の品質を維持、確保するため業務をつかさどる者をいう。）として1に示した業務に配置することができること。
 - ア 次に掲げるいずれかの資格を有すること。
 - （ア）建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定による一級建築士
 - （イ）技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項の規定による技術士（建設部門（都市及び地方計画））
 - （ウ）一般社団法人建設コンサルタント協会が実施する資格制度RC CM（都市計画及び地方計画）
 - イ 参加表明書の提出期限の日前3か月以上継続して雇用しているものであること。
- ④ 建築士法第2条第2項の規定による一級建築士の資格を有する者を管理技術者、照査技術者又は担当技術者のいずれかとして1に示した業務に配置することができること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥ この公示をした日から技術提案書の提出期限の日までの間に、岩手県から建設関連

業務に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- ⑦ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑧ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- ⑨ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。なお、岩手県は、事業者の役員等が暴力団員等であるかどうか警察本部に照会する場合があること。
- ⑩ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

（2）技術提案書の提出者を選定するための基準

- ① 過去 10 年間の同種業務の実績
- ② 専門分野別の技術職員の状況
- ③ 配置予定の管理技術者等の資格、同種業務の実績、手持ち業務の状況、住宅政策等に関する発表論文等

（3）技術提案書を特定するための評価基準

- ① 業務工程及び動員計画の妥当性
- ② 業務内容の理解度、業務実施の妥当性、提案の的確性、独創性、具体性、実現性、表現力

3 手続き等

（1）担当課

〒 020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1 岩手県県土整備部建築住宅課

電話 019-629-5934

FAX 019-651-4160

電子メール ag0009@pref.iwate.jp

（2）説明書の交付期間、配布方法

- ① 期間 令和 7 年 8 月 18 日（月）～令和 7 年 9 月 1 日（月）
- ② 方法 岩手県公式ホームページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) に掲載する。

（3）参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 令和 7 年 9 月 1 日（月）17:00 まで。
- ② 提出場所 3（1）に同じ。
- ③ 提出方法 郵送による提出のみ。

（4）技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 令和 7 年 10 月 2 日（木）17:00 まで。
- ② 提出場所 3（1）に同じ。
- ③ 提出方法 郵送による提出のみ。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1) に同じ。
- (2) 詳細は業務説明書による。